

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2021 年 4 月 No.56

バージニア州消費者データ保護法の成立

弁護士 達本 麻佑子

弁護士 加藤 嘉孝

はじめに

2021 年 3 月 2 日、バージニア州消費者データ保護法（the Virginia Consumer Data Protection Act（以下、「CDPA」といいます。）」が成立し、2023 年 1 月 1 日に施行される予定です。CDPA は、消費者の個人情報保護に関する権利や個人情報を取り扱う事業者に対する義務等を広く定めており、カリフォルニア州消費者プライバシー法（the California Consumer Privacy Act¹（以下、「CCPA」といいます。）」に続く、米国で 2 番目の包括的な個人情報保護法といわれています。下記で詳細について述べるとおり、CDPA の適用範囲は広く、CCPA と同様に米国において事業を展開している日系企業に与える影響は少なくないことから、本ニュースレターにてその概要を紹介します。

CDPA の概要

1. 適用範囲

(1) 適用される者の範囲

CDPA は、以下の①及び②の要件を満たす者に適用されます²。

- ① バージニア州において事業を行っている又はバージニア州住民向けの製品の生産若しくはサービスの提供を行っていること
- ② 1 年間で、10 万人以上の消費者の個人データを支配若しくは処理等している、又は(i)25,000 人以上の消費者の個人データを支配若しくは処理しており、かつ、(ii)個人データの販売によって総収入の 50%超を得ていること

CDPA では、単独又は第三者と共同して、個人データの処理等³の目的及び方法を決定している自然人又は法人を管理者（controller）と定義し、個人データの取扱いに関して一定の義務を課していますが⁴、上記①及び②の要件を満たした管理者が CDPA 上の管理者としての義務を負うことになります。

(2) 消費者（consumer）の範囲

CDPA は、消費者（consumer）について、個人又は世帯として活動しているバージニア州住民である自

¹ 2020 年 11 月 3 日に成立したカリフォルニア州プライバシー権法（the California Privacy Rights Act（以下、「CPRA」といいます。）」は、CCPA の改正及び追加的規制を定めており、CDPA と同じく、2023 年 1 月 1 日付で施行される予定です。

² Va. Code §59.1-572(A)

³ 個人データの収集、使用、保管、開示、分析、削除又は修正等の個人データに対する、手動又は機械的操作による、作業又は一連の作業を意味します（Va. Code §59.1-571）。

⁴ Va. Code §59.1-574

然人と定義しており、ビジネス又は雇用の場面で活動している自然人は明示的に除外されています⁵。

(3) 個人データ (personal data) の範囲

CDPA によって保護される個人データ (personal data) は、特定された又は特定可能な自然人と結合された又は合理的に結合可能な全ての情報を意味すると定義されています。そして、個人データは匿名化されたデータ (de-identified data) 及び公開情報 (publicly available information) を含まないとされています。ここでいう公開情報とは、①連邦政府、州政府若しくは地方政府の記録を通じて適法に入手可能な情報、又は、②事業者が、消費者若しくは消費者が当該情報を開示した者によって、広く頒布されたメディアを通じて一般大衆に適法に入手可能となった情報であると信じるにつき合理的な根拠を有する情報（ただし、消費者が当該情報を特定の読者に対して制限をした場合を除きます。）を意味すると定義されています⁶。

2. 消費者の権利

CDPA では、消費者の権利として、主に、管理者に対して以下の事項を要求できる権利が規定されています⁷。

- 管理者が消費者の個人データを処理等しているか否か確認する、及び当該個人データへのアクセスを提供する
- 消費者の個人データの性質及び個人データの処理等の目的を考慮して、消費者の個人データの誤りを訂正する
- 消費者に関する提供された個人データを削除する
- データの移動が可能な形式で、消費者が管理者に対して既に提供した個人データのコピーを提供する
- ターゲティング広告、個人データの販売、又は消費者に関する法的な又はそれに類似した重大な効果を生じさせる判断を助長するためのプロファイリングを目的とする個人データの処理等からのオプトアウトを認める

消費者から上記権利を行使された場合、管理者は、原則として 45 日以内に対応する必要がありますが、消費者の請求の複雑さや数を考慮して、合理的に必要な場合には、1 回に限り、さらに 45 日延長することが可能とされています⁸。

3. 管理者の義務

CDPA は、管理者に対して、個人データの取扱いに関する以下の義務を課しています⁹。

- 消費者に対して、プライバシー・ノーティス（管理者が処理等する個人データのカテゴリー、個人データを処理等する目的、消費者の権利の行使方法、個人データを第三者に共有する場合には、当該個人データ及び第三者のカテゴリーが記載されます。）を通知すること
- 個人データの収集を、消費者に開示された目的に十分で、関連性があり、合理的に必要な範囲に限定すること
- 個人データの処理等の目的に合理的に必要な又は一致しない目的で個人データを処理等してはならないこと
- 個人データの機密性、完全性及びアクセシビリティを保護するため、合理的な運営上、技術上及び物理上のデータ・セキュリティ・プラクティスを確立、実施及び維持すること
- 消費者による CDPA 上の権利行使を理由とする差別の禁止
- 消費者の同意なくセンシティブ・データ¹⁰を処理等することの禁止

⁵ Va. Code §59.1-571

⁶ Va. Code §59.1-571

⁷ Va. Code §59.1-573(A)

⁸ Va. Code §59.1-573(B)(1)

⁹ Va. Code §59.1-574(A)、(B)及び(C)

¹⁰ CDPA では、センシティブ・データ (sensitive data) について、①人種若しくは民族起源、宗教的信仰、精神若しくは身体健康診断、性的指向又は国籍若しくは在留資格を明らかにする個人データ、②自然人を一意的に特定することを目的とした遺伝的データ又はバイオメトリック

- 個人データの販売又はターゲティング広告のために個人データを処理等する場合における、その処理等及び消費者がオプトアウト権を行使する方法を明確に開示すること

また、管理者は、ターゲティング広告のための個人データの処理等、個人データの販売を含む個人データの処理等について、データ保護の評価の実施及び書面化を行う義務を負っています¹¹。加えて、バージニア州法務長官の要請があった場合、管理者は当該評価の結果をバージニア州法務長官に開示する必要があります¹²。

4. CDPA に違反した場合の制裁

バージニア州法務長官は、CDPA に違反した管理者に対して通知を行い、当該管理者が 30 日以内に違反を治癒しなければ、当該管理者に対する違反行為の差止め又は民事罰を求めて、提訴することができるとされています¹³。民事罰は、違反 1 件につき最大 7,500 ドルとされ¹⁴、バージニア州法務長官は、弁護士費用を含む合理的な費用も請求ができるとされています¹⁵。なお、私的訴権については明示的に否定されています¹⁶。

CCPA・CPRA との比較

1. 事業者の範囲

CCPA の事業者の要件では、個人情報の取扱量が CCPA の定める一定の基準に達していない場合であっても、一定の事業規模¹⁷があれば、事業者該当するとされています。しかし、CDPA では、CCPA のように、一定の事業規模を理由に CDPA を適用する旨の規定はなく、一定の個人情報の取扱量がある場合にのみ CDPA が適用されることになります。また、CCPA では、CCPA の要件を満たす事業者を支配し又は当該事業者により支配される者で、当該事業者とブランドを共通にする主体についても、CCPA 上の「事業者」に該当するとされていますので、日系企業の米国子会社が CCPA 上の「事業者」の要件を満たせば、日本の親会社も CCPA の適用を受ける可能性があります。一方、CDPA ではこのようなグループ会社にもその適用を拡大する規定はありません。

したがって、上記の点を踏まえれば、CDPA の適用を受ける事業者の範囲は、CCPA と比較して限定的と考えられます。

2. 保護される個人データの範囲

CCPA では、BtoB 情報や雇用関連情報については、CCPA の適用を一部除外する旨が規定されており、CPRA によって、少なくとも 2023 年 1 月 1 日まではこれらの個人情報について CCPA の一部が適用されません。一方で、CDPA は、ビジネス又は雇用の場面で活動する自然人は消費者から除外されていますので、これらの場面では、制限性なく、CDPA が適用されないことになります。

また、CCPA における個人情報及び CDPA の個人データは、いずれも公開情報をその定義から除外していますが、公開情報の定義の内容には差異があります。すなわち、CCPA では、公開情報とは、連邦政府、州政府又は地方政府の記録から適法に入手可能な情報を意味すると定義されていますが、CDPA における公開情報は、これらの情報に加えて、「広く頒布されたメディア」(widely distributed media)を通じて一般大衆に適法に入手可能となった情報も含まれるため、「広く頒布されたメディア」の解釈次第では、CDPA の個人データの範囲は限定的な内容になる余地があると思われます。

クデータの処理等、③知られている子どもから収集した個人データ又は④正確な位置情報、を含む個人データのカテゴリーを意味すると定義されています (Va. Code §59.1-571)。

¹¹ Va. Code §59.1-576(A)

¹² Va. Code §59.1-576(C)

¹³ Va. Code §59.1-580(B)

¹⁴ Va. Code §59.1-580(C)

¹⁵ Va. Code §59.1-580(D)

¹⁶ Va. Code §59.1-580(E)

¹⁷ 年間総売上高 (CPRA では、ある年の 1 月 1 日時点において、前年 1 年間の総売上高) が 25,000,000 ドル超

3. センシティブ・データの取扱い

CPRA によってセンシティブ個人情報 (sensitive personal information) というカテゴリーが新設され、事業者がセンシティブ個人情報を収集する場合は、収集するセンシティブ個人情報のカテゴリー、利用目的等を消費者に提供しなければならない、消費者は、事業者に対して、センシティブ個人情報の利用を一定の場面に限定することを求めることができる旨が規定されました。一方、CDPA においては、センシティブ・データの処理等について消費者の同意を求める必要がある旨が規定され、センシティブ・データの取扱いに関しては、CDPA は、CPRA よりも事業者にとって厳しい規制になっているといえます。また、「同意」(consent) について CDPA は、消費者に関する個人データの処理等のための、消費者の自由な意思で与えられた、具体的な、知識のある、かつ、疑いのない合意を示す明確な積極的行為を意味すると定義しています¹⁸。したがって、CDPA の適用のある管理者の立場からは、積極的な同意がなく、黙示の同意 (implied consent) やサービスを継続的に利用することによる同意 (consent by continued use of a service) では CDPA 上の「同意」があったとは認められない可能性があるという点に留意する必要があります。

4. エンフォースメント

CCPA では、事業者が合理的かつ適切なセキュリティ・プラクティス等を実施及び維持する義務に違反した結果として、一定の個人情報¹⁹が暗号化又は編集 (redact) されることなく権限のない者からアクセスされる又は抽出される等の被害を受けた消費者は、当該事業者に対して、クラスアクションを提起することができる旨が規定されています。一方で、CDPA では、上記のとおり、明文で私的訴権を与えるものではない旨が明記されています。

法務長官による執行については、CCPA では、事業者は、カリフォルニア州法務長官から CCPA に違反している旨の通知を受けてから 30 日以内に当該違反を是正しない場合に民事罰等の制裁を受ける旨が規定されており、CDPA と同様の内容になっています。しかし、CPRA では、30 日間の是正期間がなくなりましたので、直ちに違反の制裁を受ける可能性があります。

今後に向けて

上記のとおり、CDPA は、CCPA と同様に包括的な個人情報保護に関する州法ですので、CDPA の効力発生日は CPRA と同じく 2023 年 1 月 1 日とまだ時間はありますが、適用の可能性がある企業は、今後制定される予定の規則の内容を踏まえて、現在の個人情報保護に関する実務を見直す必要があると思われます。加えて、2021 年 4 月現在、米国連邦議会では、連邦レベルにおける包括的な個人情報保護に関する法律である the Setting an American Framework to Ensure Data Access, Transparency, and Accountability Act (いわゆる SAFE DATA Act) が法案として提出されており、また、ワシントン州においても、CCPA と同じく私的訴権を定めた個人情報保護に関する州法である、ワシントン州プライバシー法(the Washington Privacy Act)が既にワシントン州議会の上院で承認されていますので、引き続き米国における個人情報保護法制の動向については注視する必要があるといえます。

2021 年 4 月 7 日

¹⁸ Va. Code §59.1-571

¹⁹ 消費者の氏名が社会保障番号、免許証番号等のデータ要素と結びついたものを意味し、CCPA が定義する「個人情報」よりも範囲が限定されていましたが、CPRA では、これらに加えて、E メールアドレスと、アカウントにアクセスできるパスワードや秘密の質問・回答の組み合わせが暗号化又は編集されずに、権限のない者からアクセスされる等の被害を受けた場合も対象として追加されています。

[執筆者]



辻本 麻佑子（弁護士・パートナー（NO&T NY LLP））

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業（LL.M.）。2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。



加藤 嘉孝（弁護士・アソシエイト）

yoshitaka_kato@noandt.com

2009 年大阪大学法務部卒業。2011 年京都大学法科大学院終了。2019 年 University of Virginia School of Law 卒業（LL.M.）。2012 年長島・大野・常松法律事務所入所。2019 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。入所以来、M&A、ファイナンス取引、租税法分野を中心とした案件に携わる。近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して、クロスボーダー取引を含む企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

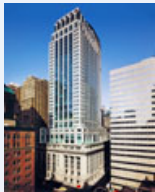
www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。